



平成27年10月9日
九州地方整備局
延岡河川国道事務所

記者発表資料

五ヶ瀬川水系河川協力団体の募集を行います！

- 国土交通省では、河川法の一部改正により自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援する制度として河川協力団体指定制度が平成25年に創設されました。

平成27年度の河川協力団体の公募を以下により行います。

- 公募期間：平成27年10月15日（木）～平成27年11月30日（月）

- 募集要項の交付方法：① 延岡河川国道事務所河川管理課 にて交付
② 延岡河川国道事務所ホームページからのダウンロード

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 延岡河川国道事務所

電話：0982-31-1155（代表）

河川管理課長 永岡 紳一郎

調査第一課長 小野 富生

■全国に先駆けて、九州の河川協力団体が結束し 「九州河川協力団体連絡会議」発足

➤ 平成27年2月18日に発足会・第1回会議を開催

河川の管理を通じて、豊かで活力ある地域社会の実現に向けて、九州管内各流域における河川協力団体が、河川管理に関して、情報の共有、発信及び提言を行います。

九州河川協力団体連絡会議



■河川協力団体一覧（H27.3.31）

No.	団体等名	水系名	No.	団体等名	水系名
1	特定非営利活動法人 遠賀川流域住民の会	遠賀川	16	特定非営利活動法人 天明水の会	緑川
2	笹尾川水辺の楽校運営協議会	遠賀川	17	特定非営利活動法人 みずのとらベル隊	緑川
3	特定非営利活動法人 直方川づくりの会	遠賀川	18	特定非営利活動法人 白川流域リバーネットワーク	白川
4	乙津川水辺の楽校運営協議会	大野川	19	矢部川をつなぐ会	矢部川
5	番匠川流域ネットワーク	番匠川	20	特定非営利活動法人 大川未来塾	筑後川
6	特定非営利活動法人 五ヶ瀬川流域ネットワーク	五ヶ瀬川	21	筑後川まると博物館運営委員会	筑後川
7	特定非営利活動法人 大淀川流域ネットワーク	大淀川	22	特定非営利活動法人 筑後川流域連携倶楽部	筑後川
8	特定非営利活動法人 都城大淀川サミット	大淀川	23	特定非営利活動法人 ひた水環境ネットワークセンター	筑後川
9	始良川河川愛護会	肝属川	24	特定非営利活動法人 アザメの会	松浦川
10	川内川流域連携ネットワーク	川内川	25	自然と暮らしを考える研究会	松浦川
11	特定非営利活動法人 バイオマスワークあったらし会	川内川	26	特定非営利活動法人 拓生会	本明川
12	特定非営利活動法人 ひっ翔べ！奥さつま探検隊	川内川	27	特定非営利活動法人 かのやコミュニティ放送	肝属川
13	特定非営利活動法人 水と地球	川内川	28	球磨川ツクシイバラの会	球磨川
14	次世代のためにがんばる会	球磨川	29	菊池川流域連携会議	菊池川
15	加勢川開発研究会	緑川	30	一般社団法人 北部九州河川利用協会	矢部川、筑後川、嘉瀬川
			31	特定非営利活動法人 下笠ダム湖と森の会	筑後川

【この資料のお問い合わせ】

福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川環境課 TEL:092-471-6331

Vol.3<H27.10>



Front Line

国土交通省 九州地方整備局

いっしょに

～河川協力団体制度について～

「魅力あるいい川づくり」始めませんか？



河川協力団体による外来水草の除去
（緑川水系加勢川）

■パートナーシップの拡充に向けた新しい取り組み



・平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「**河川協力団体制度**」が創設されました。

・この制度は、河川管理者である国土交通省と河川協力団体の方々と協働で、地域に親しまれ、愛される「魅力あるいい川」をつくるためのものです。

河川協力団体は、法人又は団体（NPO等）からの申請内容を審査して、国土交通省が指定します。

・わたしたちといっしょに「魅力あるいい川づくり」始めませんか？

河川協力団体の取り組み

～ 制度の仕組みと活動事例 ～

■河川協力団体の主な活動内容

河川協力団体は、1～4のような活動に取り組んでいます。
※掲載の写真はイメージです。

1 河川の維持及び河川環境整備等に取り組んでいます



河川敷清掃



ビオトープの整備

2 水辺に関する情報又は資料の収集及び提供に取り組んでいます



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等に取り組んでいます



外来種調査



鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等に取り組んでいます



マイ防災マップづくり



安全利用講習

■河川協力団体の活動事例（緑川水系加勢川：熊本県）

平成25年度に指定された河川協力団体の活動事例を紹介します。



外来水草の除去



ナガエツルノゲイトウ

加勢川の水面に
繁茂する外来水草

加勢川で指定された河川協力団体は、河川清掃など地域において様々な取り組みをされており、河川協力団体と河川管理者が連携して、外来水草※の対策を進めています。

外来水草が繁茂すると生態系への影響が心配されます。加勢川ではナガエツルノゲイトウをはじめとする外来水草※が異常繁茂しており、生態系を守るため、これらの除去活動に取り組んでいます。

※外来水草

加勢川では、主にブラジルチドメグサ、ナガエツルノゲイトウ、ボタンウキクサなどが確認されています。



カヌー教室参加者への外来水草に関する説明のようす



ボランティア団体への外来水草に関する説明のようす

子どもたちへの外来水草に関する説明のようす

外来水草の除去活動を通じて、生態系を守ることの大切さを伝える活動にも取り組んでいます。

これらの活動は、地域住民やボランティア団体との交流、次世代を担う子供たちへの環境教育などにつながっています。

五ヶ瀬川水系河川協力団体募集要項

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川協力団体に指定することにより、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進し、河川管理者である国土交通省と河川協力団体の方々と協働で、地域に親しまれ、愛される「魅力あるいい川」をつくるためのものです。

そのため、河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、行います。

2 募集区間

募集区間は、以下の河川の区間とします。

【延岡河川国道事務所管内】

- ・五ヶ瀬川 0 k 000 (河口) ～ 11 k 600 (左岸：延岡市貝ノ畑町地先)
(右岸：延岡市三輪町地先)
- ・大 瀬 川 0 k 000 (河口) ～ 8 k 200 (五ヶ瀬川分派点)
- ・北 川 0 k 000 ～ 3 k 750 (左岸：延岡市川島町地先)
(五ヶ瀬川合流点) (右岸：延岡市無鹿町地先)
- ・祝 子 川 0 k 000 ～ 1 k 700 (左岸：延岡市檜山町地先)
(五ヶ瀬川合流点) (右岸：延岡市中川原町地先)

申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

(1) 特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷の清掃、除草

- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・ 不法行為の監視
 - ・ 河川利用状況の把握
 - ・ 河川パトロール
- ③河川の管理に関する調査研究
 - ・ 河川における水生生物調査
 - ・ 動植物の外来種等の調査
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・ 河川の安全利用講習
- ⑤上記に掲げる業務に附随する業務
 - ・ 上記を実施するために必要な草刈や清掃、事前告知 等

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、おおむね次の区間内で別紙平面図に示すとおりとします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

(1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 4 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 募集期間

平成27年10月15日（木）から平成27年11月30日（月）まで

7 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、9時00分から17時00分までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とする。

〒882-0803

宮崎県延岡市大貫町1丁目2889

国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所 3階 河川管理課

TEL 0982-31-1155（代表）

(2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する九州地方整備局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出すること。

8 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、九州地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
 - (イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
 - (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
 - (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
 - (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

9 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。

11 指定の取り消し

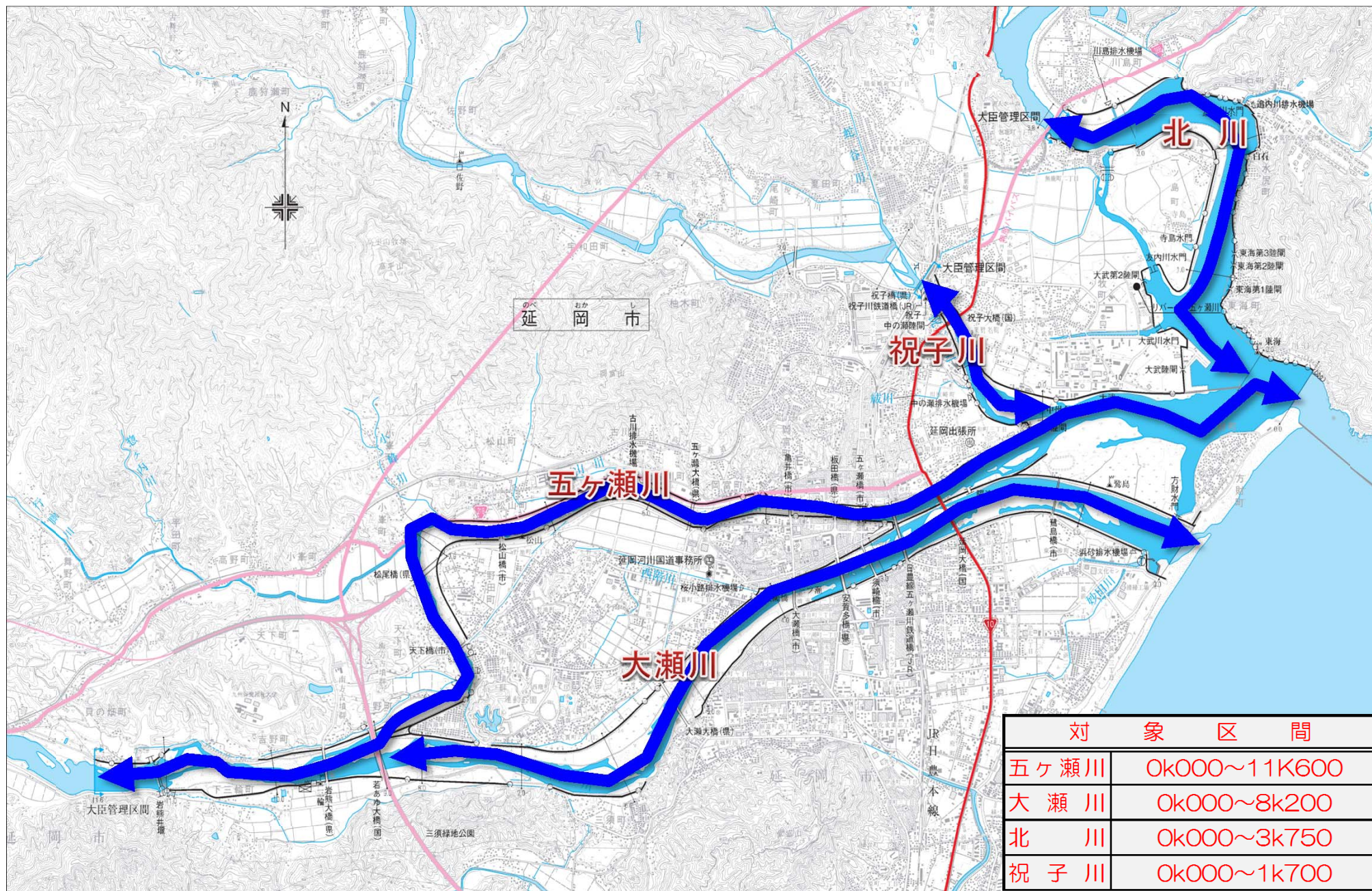
河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

12 問い合わせ先

延岡河川国道事務所 河川管理課河川管理係
TEL 0982-31-1155 (代表)
FAX 0982-33-6907

平成27年度五ヶ瀬川水系河川協力団体 募集区間



河川協力団体指定申請書

平成 年 月 日

(申請先)

九州地方整備局長 殿

(申請者)

住所または

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

⑩

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 活動実績報告書
- 3 活動実施計画書
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 6 河川協力団体指定準則第 3 第 10 号の要件を満たすことを証する書類
- 7 その他河川管理者が必要と認める書類

直近おおむね 5 年間の活動実績報告書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・該当する活動の番号に○印を付して、() 内に具体的な活動内容と活動区間を記載してください。(複数ある場合は複数記載することが可能です。ただし、活動内容ごとに活動期間を審査しますので、各々分けて記載してください。)
- ・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料(写し)を添付してください。(例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等。)

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

活動区間: _____川____k (____地先) ~ _____k (____地先)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

活動区間: _____川____k (____地先) ~ _____k (____地先)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

活動区間: _____川____k (____地先) ~ _____k (____地先)

「平成/昭和____年____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

活動区間： _____ 川 _____ k (_____ 地先) ～ _____ k (_____ 地先)

「平成／昭和 _____ 年 _____ 月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

活動区間： _____ 川 _____ k (_____ 地先) ～ _____ k (_____ 地先)

「平成／昭和 _____ 年 _____ 月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・該当する番号に○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください。(複数ある場合は複数記載することが可能です。また、(1) 継続性に記載した活動実績または関連する実績を記載してください。)
- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください。(例：河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等) など)

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以上

指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書

1. 提出日

・平成____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・活動する河川の区間と配置人員

※具体的な活動内容・活動する河川の区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度（活動方針、協力姿勢）

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性（地域への配慮等、地域と連携）

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A 4 版で 1 ～ 4 枚程度を目安として作成してください。

平成 年 月 日

九州地方整備局長 殿

(申請者)

法人等の名称

代表者氏名

(印)

河川協力団体の申請資格に係る誓約書

河川協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 3) 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 4) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5) 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないこと。